

岩手県農作物奨励品種等の決定等に関する要領

農園第 554 号

制定 令和 3 年 3 月 30 日

第 1 目的

この要領は、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和 3 年岩手県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花き（以下「特定農作物」という。）について、条例第 4 条の規定による奨励品種の決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、「奨励品種等」とは、奨励品種、準奨励品種及び地域奨励品種をいい、別表 1 に掲げる区分とする。

第 3 奨励品種等を決定するための試験

条例第 4 条第 2 項に規定する試験（以下「試験」という。）は、岩手県農業研究センター所長が、別記 1 により実施するものとする。

第 4 奨励品種等の決定基準

奨励品種等の決定基準は、別記 2 によるものとする。

第 5 奨励品種検討会議の開催

特定農作物の奨励品種等の決定についての意見を聴くため、岩手県農作物奨励品種等検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

第 6 会議

- 1 会議の参集範囲は、別表 2 に掲げる者とする。
- 2 会議には別表 2 に掲げる者の他、必要に応じ、当該案件に関係する者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、岩手県農林水産部農政担当技監が議長となる。ただし、議長に事故があるときは、岩手県農林水産部農産園芸課総括課長がその職務を代理する。

第 7 協議事項

会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 奨励品種等の決定基準に関する事項
- (2) 試験に供試される品種及び系統（以下「品種等」という。）に関する事項
- (3) 奨励品種等の決定に関する事項
- (4) その他必要事項

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2関係）
奨励品種等の区分

区 分	定 義	表示記号
奨励品種	その特性が優れ、本県に普及すべき優良な特定農作物の品種等であって、県が種子等の生産供給のための原種及び原原種を生産又は所有しているもの。	奨
準奨励品種	奨励品種以外の特定農作物の品種等であって、その特性が優れ、全県的に普及が見込まれるもの。	準
地域奨励品種	奨励品種以外の特定農作物の品種等であって、その特性が優れ、適応地域を限定して普及が見込まれるもの。	地

備考1 原種とは主要農作物等の種子等の生産を行うために必要な種子等をいう。
2 原原種とは当該原種の生産を行うために必要な種子等をいう。

別表2（第6関係）
参集範囲

所 属	職 名
東北農政局岩手県拠点	総括農政業務管理官
全国農業協同組合連合会岩手県本部	営農支援部長
全国農業協同組合連合会岩手県本部	米穀部長
全国農業協同組合連合会岩手県本部	園芸部長
公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター	専務理事
岩手県農林水産部	農政担当技監
岩手県生物工学研究所	所長
岩手県農業研究センター	所長
岩手県農林水産部流通課	総括課長
岩手県農林水産部農業普及技術課	総括課長
岩手県農林水産部農産園芸課	総括課長
岩手県農林水産部県産米戦略室	県産米戦略監

別記1（第3関係）

試験の方法

1 稲、大麦、小麦及び大豆

(1) 試験対象品種等

- ア 試験のうち基本試験の予備試験の対象となる品種等は、系統適応性検定試験等を実施し岩手県農業研究センター所長が決定するものとする。
- イ 試験のうち基本試験の本試験と現地試験の対象となる品種等は、次のすべての要件を満たすものの中から会議の協議を経て岩手県農業研究センター所長が決定するものとする。
 - (ア) 試験に支障のない程度に品種等の固定が進んでいること。
 - (イ) 試験に必要な種子が十分供給されること。
 - (ウ) 病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
 - (エ) 標準品種及び比較品種等との比較試験等により、それらの品種等より改善された点が認められること。

(2) 試験の概要

- ア 試験は基本試験及び現地試験により行う。この際、試験対象品種等に係る他の都道府県その他の機関の試験結果等の既存の知見によって当該試験対象品種等の特性が既に十分に明らかになっている場合は、当該特性に係る試験を省略することができる。
- イ 現地試験に用いるほ場の管理を委託する農業者は、当該ほ場を日常的に管理することが可能な者の中から選定するものとする。また、選定した農業者とは、奨励品種に決定される以前の試験対象品種等の種子が他に渡らないよう特に試験ほ場から得られる生産物の処分方法について、あらかじめ取り決めておくものとする。
- ウ 試験の耕種概要は、次のとおりとする。

試験の耕種概要の基準

試験の種類	農作物の種類	区 制		耕種法の種類	
		1区面積	区数		
基本試験	予備試験	稲 大麦及び小麦 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等は広く普及している耕種様式により試験を行う。
	本試験	稲 大麦及び小麦 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	3区以上	
現地試験	稲 大麦及び小麦 大豆	20㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等は試験対象品種等の普及対象地域に最も普及している耕種様式により試験を行う。	

(3) 試験の期間

試験の期間は、原則3年とするが、特別な事情があり、3年未満の試験であっても他の都道府県その他の機関の試験結果から試験対象品種等の特性が明らかな場合には、この期間を短縮することができる。

(4) 試験に用いる品種等

試験対象品種等と比較する品種等は次のとおりとする。

ア 標準品種

原則として奨励品種として普及しており、試験対象品種等と比較する上で基準となる品種

イ 比較品種等

特定の形質を比較するための品種等

(5) 試験項目

試験項目は、次のとおりとする。この際、試験対象品種等に係る他の都道府県その他の機関の試験結果等の既存の知見によって当該試験対象品種等の特性が既に明らかになっている場合は、当該特性に係る試験項目を省略することができる。

試験項目の基準

試験の種類		試験項目
基本試験	予備試験	1 稲 播種期、移植期(直播の場合は入水期)、出穂期、成熟期、発芽の良否(直播又は陸稲の場合に限る。)、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質 2 大麦及び小麦 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質 3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、主茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質
	本試験	1 稲 予備試験の項目に次の項目を追加する。 ・ 心白又は腹白の多少、とう精歩合及び食味 2 大麦及び小麦 予備試験の項目に次の項目を追加する。 ・ 容積重及び子実加工品の品質 3 大豆 予備試験の項目に同じ。
現地試験		1 稲 基本試験の予備試験の項目から全重を除いたものに次の項目を追加する。 ・ 最高分けつ期の草丈及び茎数 2 大麦及び小麦 基本試験の予備試験の項目に同じ。 3 大豆 基本試験の予備試験の項目から分枝数を除いたもの。

2 そば、雑穀、野菜、果樹及び花き

(1) 試験対象品種等

試験の対象となる品種等は、次のすべての要件を満たすものの中から会議の協議を経て岩手県農業研究センター所長が決定するものとする。

ア 試験に必要な種子等が十分確保されていること。

イ 比較する品種等との比較栽培試験等により、区別性及び有用な形質等が認められること。

(2) 試験の期間

試験の期間は、試験対象品種等に係る他の都道府県その他の機関の試験結果等を踏まえ設定し、原則3年以内とする。ただし、果樹については、原則5年以内とする。

(3) 試験に用いる品種等

試験対象品種等と比較する品種等は次のとおりとする。

ア 標準品種

原則として奨励品種として普及しており、試験対象品種等と比較する上で基準となる品種

イ 比較品種等（必要に応じて）

特定の形質を比較するための品種等

(4) 試験項目

試験項目は、岩手県農業研究センター所長が定めるものとする。この際、試験対象品種等に係る他の都道府県その他の機関の試験結果等の既存の知見によって当該試験対象品種等の特性が既に明らかになっている場合は、当該特性に係る試験項目を省略することができる。

別記2（第4関係）

奨励品種等の決定基準

1 奨励品種等の採用基準

奨励品種等に採用する場合には、おおむね次の基準を満たしている品種等のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。

収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性又は生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、既存の奨励品種等と比較して明らかに優れていると認められること。

2 奨励品種等の廃止基準

奨励品種等に採用後次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種等を廃止することができる。

- (1) 奨励品種等の特性が変化し、1の基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該品種に係る作付面積が普及見込み面積を大幅に下回り今後とも増加の見通しが無い場合、又は下記の割合を下回る年が3年続いた場合

区分	区分全面積に対する当該品種の作付面積割合
稲（主食用うるち米）	0.3%
小麦	5.0%
大豆	5.0%
※上記以外の農作物の品種は設定なし	

- (4) 新たな奨励品種等によって代替が可能である場合
- (5) 当該品種の種子等の供給が困難となった場合
- (6) その他必要と認められる場合